

○御質問

- (1) 資料5の10ページの注釈にある「活断層研究会編」とは、東大出版の新日本の活断層のことか
- (2) そうであれば、なぜ資料10ページの地図上に大陸棚外縁断層が抜けているのか
- (3) 審査書では当該断層も考慮した上で影響がないとしているはずであり、審査書と説明資料が整合しておらず、資料では、あたかもないように誤解をあたえかねない。説明資料の記載を修正すべき

回答（作成者：原子力規制庁）

- 新規制基準適合性審査において、ご指摘の大陸棚外縁断層については、海上ボーリング調査、海上音波探査等を実施した結果、第四紀後期更新世以降の活動はなく、「震源として考慮する活断層」には該当しないものと評価していることを確認しており、審査書に記載のとおりです。
- 原子力規制庁が説明に用いている「リサイクル燃料備蓄センターに係る新規制基準適合性審査及び検査の状況について」の資料は、概要を分かりやすく表現することを目的としているものであり、ご指摘の「資料10頁の地図」は、抽出された「震源として考慮する活断層」の分布図を示したもので、審査において確認したすべての断層を記載したものではありません。以上のように、説明に用いる資料は、審査結果を簡潔に示すために作成しており、審査書のすべての情報を盛り込むことはしておらず、整合していないということには当たらないと考えています。
- なお、「活断層研究会編（1991）」は、「新編 日本の活断層（東京大学出版会）」です。